

## 〔調査結果の概要〕

(注) 本概要は、運輸・交通関連業種を除く集計対象（「調査の説明」 4 及び 7 参照）についての結果をまとめたものである。

### 1 年間所定労働時間（表 1、表 2）【集計表第 1-1～1-4 表】

年間所定労働時間（令和 2 年 1 月 1 日から同 12 月 31 日までの 1 年間）をみると、調査産業計では「本社事務」で 1,871 時間 27 分、「主たる事業所の交替なき勤務（以下「交替なき勤務」という。）」で 1,883 時間 41 分、「主たる事業所の 2 交替勤務（以下「2 交替勤務」という。）」で 1,882 時間 19 分、「主たる事業所の 3 交替勤務（以下「3 交替勤務」という。）」で 1,858 時間 28 分となっている。

製造業では、「本社事務」で 1,875 時間 45 分、「交替なき勤務」で 1,880 時間 12 分、「2 交替勤務」で 1,873 時間 27 分、「3 交替勤務」で 1,853 時間 31 分となっている。

表 1 年間所定労働時間

(社、時間:分)

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2 交替勤務		3 交替勤務	
	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間
調査産業計	177	1,871:27	141	1,883:41	59	1,882:19	57	1,858:28
製造業	101	1,875:45	86	1,880:12	44	1,873:27	45	1,853:31
前回(平成 30 年)								
調査産業計	194	1,870:27	149	1,879:26	61	1,878:47	60	1,860:09
製造業	110	1,873:24	90	1,878:34	46	1,874:47	49	1,856:03

(注) 「主たる事業所」とは、事業を営む上で主要な位置付けにあり、交替勤務に従事する労働者が比較的多い事業所をいう。

年間所定労働時間の分布をみると、調査産業計、製造業ともに「本社事務」、「交替なき勤務」、及び「2 交替勤務」「3 交替勤務」で「1,850 時間以上 1,900 時間未満」が最も多く、調査産業計で、それぞれ 59 社（集計 177 社の 33.3%）、46 社（同 141 社の 32.6%）、22 社（同 59 社の 37.3%）、27 社（同 57 社の 47.4%）。製造業で、それぞれ 45 社（同 101 社の 44.6%）、34 社（同 86 社の 39.5%）、17 社（同 44 社の 38.6%）、21 社（同 45 社の 46.7%）となっている。

表2 年間所定労働時間分布

(社、%)

産業区分・年	集計社数	1,650時間未満	1,650時間以上 1,700時間未満	1,700時間以上 1,750時間未満	1,750時間以上 1,800時間未満	1,800時間以上 1,850時間未満	1,850時間以上 1,900時間未満	1,900時間以上 1,950時間未満	1,950時間以上 2,000時間未満	2,000時間以上
本件事務 調査産業計	177	1 (0.6)	3 (1.7)	5 (2.8)	10 (5.6)	40 (22.6)	59 (33.3)	37 (20.9)	16 (9.0)	6 (3.4)
製造業	101	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (2.0)	24 (23.8)	45 (44.6)	20 (19.8)	10 (9.9)	- (0.0)
前回(平成30年) 調査産業計	194 (100.0)	1 (0.5)	3 (1.5)	4 (2.1)	14 (7.2)	47 (24.2)	68 (35.1)	32 (16.5)	18 (9.3)	7 (3.6)
製造業	110 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	3 (2.7)	29 (26.4)	50 (45.5)	19 (17.3)	9 (8.2)	- (0.0)
交替なき勤務 調査産業計	141	1 (0.7)	1 (0.7)	1 (0.7)	4 (2.8)	33 (23.4)	46 (32.6)	32 (22.7)	17 (12.1)	6 (4.3)
製造業	86	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.2)	20 (23.3)	34 (39.5)	21 (24.4)	10 (11.6)	- (0.0)
前回(平成30年) 調査産業計	149 (100.0)	1 (0.7)	1 (0.7)	3 (2.0)	8 (5.4)	36 (24.2)	47 (31.5)	30 (20.1)	17 (11.4)	6 (4.0)
製造業	90 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	3 (3.3)	24 (26.7)	33 (36.7)	21 (23.3)	9 (10.0)	- (0.0)
2交替勤務 調査産業計	59	- (0.0)	1 (1.7)	1 (1.7)	1 (1.7)	12 (20.3)	22 (37.3)	13 (22.0)	7 (11.9)	2 (3.4)
製造業	44	- (0.0)	1 (2.3)	1 (2.3)	1 (2.3)	9 (20.5)	17 (38.6)	11 (25.0)	4 (9.1)	- (0.0)
前回(平成30年) 調査産業計	61 (100.0)	- (0.0)	1 (1.6)	1 (1.6)	1 (1.6)	16 (26.2)	22 (36.1)	13 (21.3)	5 (8.2)	2 (3.3)
製造業	46 (100.0)	- (0.0)	1 (2.2)	1 (2.2)	- (0.0)	12 (26.1)	17 (37.0)	11 (23.9)	4 (8.7)	- (0.0)
3交替勤務 調査産業計	57	1 (1.8)	- (0.0)	1 (1.8)	3 (5.3)	15 (26.3)	27 (47.4)	7 (12.3)	3 (5.3)	- (0.0)
製造業	45	1 (2.2)	- (0.0)	1 (2.2)	3 (6.7)	13 (28.9)	21 (46.7)	4 (8.9)	2 (4.4)	- (0.0)
前回(平成30年) 調査産業計	60 (100.0)	1 (1.7)	- (0.0)	1 (1.7)	4 (6.7)	19 (31.7)	23 (38.3)	10 (16.7)	1 (1.7)	1 (1.7)
製造業	49 (100.0)	1 (2.0)	- (0.0)	1 (2.0)	3 (6.1)	17 (34.7)	18 (36.7)	8 (16.3)	1 (2.0)	- (0.0)

## 2 1日の所定労働時間（表3、表4）【集計表第2-1～2-4表】

1日の所定労働時間をみると、調査産業計では「本社事務」で7時間43分、「交替なき勤務」で7時間44分、「2交替勤務」で8時間17分、「3交替勤務」で7時間31分となっており、製造業では「本社事務」で7時間46分、「交替なき勤務」で7時間46分、「2交替勤務」で8時間06分、「3交替勤務」で7時間24分となっている。

表3 1日の所定労働時間

(社、時間:分)

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2交替勤務		3交替勤務	
	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間
調査産業計	177	7:43	141	7:44	60	8:17	57	7:31
製造業	101	7:46	86	7:46	45	8:06	46	7:24
前回(平成30年)								
調査産業計	194	7:42	148	7:42	59	8:06	59	7:26
製造業	110	7:45	90	7:45	45	8:02	49	7:26

1日の所定労働時間の分布をみると、調査産業計では「本社事務」「交替なき勤務」で「7時間30分超8時間未満」が最も多く、それぞれ86社(集計177社の48.6%)、68社(同141社の48.2%)、「2交替勤務」で「8時間」と「8時間超」がそれぞれ15社(同60社の25.0%)、「3交替勤務」は「7時間超7時間30分未満」の29社(同57社の50.9%)となっている。

製造業では「本社事務」「交替なき勤務」で「7時間30分超8時間未満」が最も多く、それぞれ64社(集計101社の63.4%)、49社(同86社の57.0%)、「2交替勤務」では「7時間30分超8時間未満」と「8時間」が13社(同45社の28.9%)、「3交替勤務」では「7時間超7時間30分未満」の21社(同46社の45.7%)となっている。

表4 1日の所定労働時間分布

(社)

産業区分・年	集計社数	7:00	7:00	7:00超	7:30	7:30超	8:00	8:00	8:00超
		未満		7:30未満		8:00未満			
本社事務									
調査産業計	177	1	6	11	24	86	49	-	
製造業	101	-	-	-	15	64	22	-	
前回(平成30年)									
調査産業計	194	1	7	14	30	94	48	-	
製造業	110	-	-	1	20	68	21	-	
交替なき勤務									
調査産業計	141	1	3	8	17	68	44	-	
製造業	86	-	-	1	13	49	23	-	
前回(平成30年)									
調査産業計	148	1	4	11	22	73	37	-	
製造業	90	-	-	3	15	52	20	-	
2交替勤務									
調査産業計	60	-	4	10	2	14	15	15	
製造業	45	-	3	7	1	13	13	8	
前回(平成30年)									
調査産業計	59	-	2	10	2	17	16	12	
製造業	45	-	1	8	1	15	13	7	
3交替勤務									
調査産業計	57	1	9	29	3	7	5	3	
製造業	46	1	9	21	3	5	5	2	
前回(平成30年)									
調査産業計	59	-	13	25	2	11	6	2	
製造業	49	-	12	19	2	9	5	2	

3 年間休日日数(表5、表6)【集計表第4-1~4-4表】

年間休日日数をみると、調査産業計では「本社事務」で122.9日、「交替なき勤務」で121.7日、「2交替勤務」で125.3日、「3交替勤務」で114.3日となっており、製造業では、「本社事務」で123.8日、「交替なき勤務」で123.0日、「2交替勤務」で126.6日、「3交替勤務」で115.5日となっている。

表5 年間休日日数

(社、日)

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2交替勤務		3交替勤務	
	集計社数	平均年間休日日数	集計社数	平均年間休日日数	集計社数	平均年間休日日数	集計社数	平均年間休日日数
調査産業計	177	122.9	130	121.7	52	125.3	51	114.3
製造業	101	123.8	82	123.0	39	126.6	41	115.5
前回(平成30年)								
調査産業計	194	121.8	136	120.6	57	125.6	59	113.4
製造業	110	122.9	81	122.2	44	127.1	49	114.0

年間休日日数の分布をみると、調査産業計、製造業ともに、「本社事務」、「交替な

き勤務」及び「2交替勤務」は「120日以上125日未満」が最も多く、調査産業計でそれぞれ79社(集計177社の44.6%)、54社(同130社の41.5%)、20社(同52社の38.5%)、製造業でそれぞれ51社(同101社の50.5%)、42社(同82社の51.2%)、17社(同39社の43.6%)となっている。

「3交替勤務」は調査産業計、製造業ともに「100日以上105日未満」が最も多く、それぞれ15社(同51社の29.4%)、10社(同41社の24.4%)となっている。

表6 年間休日日数分布

(社)

産業区分・年	集計社数	100日未満	100日以上105日未満	105日以上110日未満	110日以上115日未満	115日以上120日未満	120日以上125日未満	125日以上130日未満	130日以上
本社事務									
調査産業計	177	1	2	3	4	13	79	72	3
製造業	101	-	-	-	-	6	51	44	-
前回(平成30年)									
調査産業計	194	1	2	6	5	13	118	45	4
製造業	110	-	-	-	-	8	70	31	1
交替なき勤務									
調査産業計	130	2	4	4	4	11	54	49	2
製造業	82	-	1	1	1	5	42	32	-
前回(平成30年)									
調査産業計	136	2	4	9	3	13	71	32	2
製造業	81	-	1	3	-	8	44	25	-
2交替勤務									
調査産業計	52	2	5	2	2	2	20	9	10
製造業	39	1	2	-	2	2	17	9	6
前回(平成30年)									
調査産業計	57	2	4	5	2	4	20	10	10
製造業	44	-	2	3	2	4	16	10	7
3交替勤務									
調査産業計	51	-	15	5	8	5	8	7	3
製造業	41	-	10	5	6	3	7	7	3
前回(平成30年)									
調査産業計	59	3	12	11	7	3	11	10	2
製造業	49	2	11	9	5	1	9	10	2

#### 4 変形労働時間制・みなし労働時間制の採用状況

##### (1) 各制度の採用状況(表7)【集計表第6表】

- ① 1か月単位の変形労働時間制を採用している企業は調査産業計で94社(集計162社の58.0%)、製造業で56社(同99社の56.6%)となっている。
- ② 1年単位の変形労働時間制を採用している企業は調査産業計で44社(集計162社の27.2%)、製造業で33社(同99社の33.3%)となっている。
- ③ フレックスタイム制を採用している企業は調査産業計で125社(集計162社の77.2%)、製造業で86社(同99社の86.9%)となっている。
- ④ 事業場外みなし労働時間制を採用している企業は調査産業計で38社(集計162

社の 23.5%)、製造業で 30 社 (同 99 社の 30.3%) となっている。

- ⑤ 専門業務型裁量労働制を採用している企業は調査産業計で 36 社 (集計 162 社の 22.2%)、製造業で 29 社 (同 99 社の 29.3%) となっている。
- ⑥ 企画業務型裁量労働制を採用している企業は調査産業計で 20 社 (集計 162 社の 12.3%)、製造業で 13 社 (同 99 社の 13.1%) となっている。
- ⑦ 高度プロフェッショナル制度を採用している企業は調査産業計で 2 社 (集計 162 社の 1.2%)、製造業で 2 社 (同 99 社の 2.0%)

表 7 変形労働時間制・みなし労働時間制の採用状況 (複数回答)

産業区分・年	集計社数	1か月単位の 変形労働時間制	1年単位の 変形労働時間制	フレックス タイム制	事業場外 みなし労働時間制	裁量労働のみなし 労働時間制		高度プロフェッショナル 制度
						専門 業務型	企画 業務型	
						(社、%)		
調査産業計	162	94 (58.0)	44 (27.2)	125 (77.2)	38 (23.5)	36 (22.2)	20 (12.3)	2 (1.2)
製造業	99	56 (56.6)	33 (33.3)	86 (86.9)	30 (30.3)	29 (29.3)	13 (13.1)	2 (2.0)
前回(平成30年) 調査産業計	176 (100.0)	102 (58.0)	58 (33.0)	136 (77.3)	39 (22.2)	39 (22.2)	26 (14.8)	
製造業	106 (100.0)	57 (53.8)	41 (38.7)	96 (90.6)	33 (31.1)	35 (33.0)	19 (17.9)	

(注) 高度プロフェッショナル制度については令和2年から調査を行っている。

## 5 所定外労働に係る割増賃金実働率 (8時間を超える所定外労働に係る取扱い)

1か月の累計時間数に応じた割増賃金率は次のとおりとなっている。

### ① 1か月45時間以下の場合 (表8①) 【集計表第7-1表】

調査産業計、製造業とも「30%」が最も多く、それぞれ 80 社 (集計 176 社の 45.5%)、59 社 (同 101 社の 58.4%)、次いで「25%」がそれぞれ 55 社 (同 176 社の 31.3%)、16 社 (同 101 社の 15.8%) となっている。平均割増率は調査産業計で 28.0%、製造業で 29.0%となっている。

### ② 1か月45時間を超え60時間以内の場合 (表8②) 【集計表第7-2表】

調査産業計、製造業とも「30%」が最も多く、それぞれ 74 社 (集計 164 社の 45.1%)、58 社 (同 94 社の 61.7%)、次いで調査産業計では「25%」が 46 社 (同 164 社の 28.0%)、製造業では「30%超が」16 社 (同 94 社の 17.0%) となっている。平均割増率は調査産業計で 29.7%、製造業で 30.8%となっている。

### ③ 1か月60時間超の場合 (表8③) 【集計表第7-2表】

調査産業計、製造業ともに「50%」が最も多くそれぞれ 167 社 (集計 173 社の 96.5%)、96 社 (同 100 社の 96.0%) となっている。平均割増率は調査産業計、製

造業ともに 50.3%となっている。

表 8 所定外労働の割増賃金率

① 1 か月 45 時間以下 (社)

産業区分・年	集計社数	25%	25%超 30%未満	30%	30%超	平均割増率 (%)
調査産業計	176	55	20	80	3	28.0
製造業	101	16	8	59	3	29.0
前回(平成 30 年)						
調査産業計	193	57	23	84	6	28.1
製造業	110	16	9	62	5	29.1

(注)割増賃金率が一定(定率)の企業の集計結果。

② 1 か月 45 時間を超え 60 時間以内 (社)

産業区分・年	集計社数	25%	25%超 30%未満	30%	30%超	平均割増率 (%)
調査産業計	164	46	19	74	25	29.7
製造業	94	13	7	58	16	30.8
前回(平成 30 年)						
調査産業計	191	54	22	88	27	29.5
製造業	109	14	8	67	20	30.6

③ 1 か月 60 時間超 (社)

産業区分・年	集計社数	50%	50%超 60%未満	60%以上	平均割増率 (%)
調査産業計	173	167	4	2	50.3
製造業	100	96	3	1	50.3
前回(平成 30 年)					
調査産業計	193	187	4	2	50.2
製造業	110	107	2	1	50.2

## 6 時間外労働・休日労働に関する労使協定の内容(主たる事業所)

### (1) 時間外労働

主たる事業所における労使協定で定められている延長することができる時間数(限度)は、次のとおりである。

#### ① 1 日の限度(表 9 ①)【集計表第 8-1 表】

調査産業計、製造業とも「7 時間超」が最も多く、それぞれ 84 社(集計 139 社の 60.4%)、49 社(同 82 社の 59.8%)となっている。次いで、調査産業計、製造業とも「4 時間」が 15 社(同 139 社の 10.8%)、9 社(同 82 社の 11.0%)、「6 時間」が 11 社(同 139 社の 7.9%)、6 社(同 82 社の 7.3%)となっている。平均はそれぞれ 9 時間 12 分、8 時間 51 分である。

② 1か月の限度（表9②）【集計表第8-2表】

調査産業計、製造業とも「45時間」が最も多く、それぞれ125社（集計168社の74.4%）、70社（同97社の72.2%）、次いで「40時間以上45時間未満」が23社（同168社の13.7%）、17社（同97社の17.5%）、「30時間以上40時間未満」が10社（同168社の6.0%）、9社（同97社の9.3%）となっている。平均はそれぞれ44時間40分、42時間51分である。

③ 1年の限度（表9③）【集計第8-3表】

調査産業計、製造業とも「360時間」が最も多く、それぞれ138社（集計165社の83.6%）、82社（同94社の87.2%）、次いで「300時間以上360時間未満」が12社（同165社の7.3%）、9社（同94社の9.6%）となっている。平均はそれぞれ380時間42分、351時間36分である。

表9 所定外労働時間に関する協定内容（主たる事業所）

① 延長することができる時間数 — 1日の限度 —

（社、時間：分）

産業区分・年	集計社数	2時間以上 3時間未満	3時間	3時間超 4時間未満	4時間	4時間超 5時間未満	5時間	5時間超 6時間未満	6時間	6時間超 7時間未満	7時間	7時間超	平均時間
調査産業計	139	-	4	4	15	3	8	2	11	2	6	84	9:12
製造業	82	-	3	2	9	1	5	1	6	2	4	49	8:51
前回(平成30年)													
調査産業計	151	1	7	4	21	2	14	-	9	3	11	79	8:19
製造業	84	1	5	3	10	1	8	-	6	2	3	45	7:59

（注）特別条項に係るものを除く。

② 延長することができる時間数 — 1か月の限度 —

（社、時間：分）

産業区分・年	集計社数	20時間 未満	20時間以上 30時間未満	30時間以上 40時間未満	40時間以上 45時間未満	45時間	45時間超	平均時間
調査産業計	168	-	2	10	23	125	8	44:40
製造業	97	-	1	9	17	70	-	42:51
前回(平成30年)								
調査産業計	163	-	2	10	23	128	-	43:19
製造業	95	-	2	8	19	66	-	42:35

（注）特別条項に係るものを除く。

③ 延長することができる時間数 - 1年の限度-

(社、時間:分)

産業区分・年	集計社数	200時間未満	200時間以上 300時間未満	300時間以上 360時間未満	360時間	360時間超	平均時間
調査産業計	165	1	3	12	138	11	380:42
製造業	94	1	2	9	82	-	351:36
前回(平成30年)							
調査産業計	174	-	-	11	163	-	357:35
製造業	98	-	-	8	90	-	356:50

(注) 特別条項に係るものを除く。

(2) 法定休日の休日労働 (表10) 【集計表第9-1表】

主たる事業所における労使協定で定められている法定休日に労働させることのできる日数(1か月当たり)をみると、調査産業計では「2日」と「4日」が多く39社(集計102社の38.2%)、製造業では「4日」が最も多く、23社(集計49社の46.9%)、次いで「2日」が14社(同49社の28.6%)となっている。平均はそれぞれ3.0日、3.1日である。

表10 法定休日労働に関する協定内容

産業区分・年	集計社数	法定休日に労働させることのできる日数(1か月当たり)						平均限度日数
		1日	2日	3日	4日	5日	6日以上	
調査産業計	102	4	39	17	39	3	-	3.0
製造業	49	2	14	9	23	1	-	3.1
前回(平成30年)								
調査産業計	91	5	45	14	24	3	-	2.7
製造業	42	2	18	10	12	-	-	2.8

7 育児・介護に関する休業・休暇及び勤務時間の短縮

(1) 育児休業 (表11) 【集計表第10-1表】

育児休業をすることができる子の年齢(制度上認められている最長期間)をみると、調査産業計、製造業とも「子が1歳6か月を超え2歳になるまで」が最も多く、それぞれ100社(集計176社の56.8%)、63社(同101社の62.4%)、次いで「子が2歳を超え3歳になるまで」が47社(同176社の26.7%)、25社(同101社の24.8%)となっている。

表 11 育児休業

(社)

産業区分	集計社数	育児休業をすることができる子の年齢（制度上認められている最長期間）			
		子が1歳6か月になるまで	1歳6か月を超え2歳になるまで	2歳を超え3歳になるまで	3歳を超えても取得できる
調査産業計	176	12	100	47	17
製造業	101	5	63	25	8

(2) 子の看護休暇（子が2人以上の場合）（表 12）【集計表第 10-2 表】

子の看護休暇の最長（限度）日数をみると、調査産業計、製造業とも「1年に10日まで」が最も多く、それぞれ159社（集計175社の90.9%）、88社（同100社の88.0%）となっている。

休暇期間の賃金の取扱いをみると、全額支給期間の平均は調査産業計で10.0日、製造業で10.5日となっている。

表 12 子の看護休暇（子が2人以上の場合）

(社)

産業区分	集計社数	子の看護休暇の最長（限度）日数			
		1年に10日まで	1年に11日以上20日未満	1年に20日以上	期間の制限なし
調査産業計	175	159	6	9	1
製造業	100	88	4	8	-

(注) 「期間の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

(3) 介護休業（表 13）【集計表第 10-3 表】

介護休業の最長（限度）期間をみると、調査産業計、製造業とも「1年」が最も多く、それぞれ99社（集計175社の56.6%）、54社（同100社の54.0%）となっている。

次いで調査産業計、製造業とも「1年超」が41社（同175社の23.4%）、28社（同100社の28.0%）、「通算して93日まで」が24社（同175社の13.7%）、12社（同100社の12.0%）となっている。

表 13 介護休業

(社)

産業区分	集計社数	介護休業の最長（限度）期間				
		通算して93日まで	93日を超え1年未満	1年	1年超	期間の制限なし
調査産業計	175	24	9	99	41	2
製造業	100	12	5	54	28	1

(注) 「期間の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

(4) 介護休暇（対象家族が1人の場合）（表14）【集計表第10-4表】

介護休暇の最長（限度）日数をみると、調査産業計、製造業とも「1年に5日まで」が最も多くなっており、それぞれ132社（集計174社の75.9%）、70社（同99社の70.7%）、次いで「1年に10日以上」がそれぞれ36社（同174社の20.7%）、25社（同99社の25.3%）となっている。

休暇期間の賃金の取扱いをみると、全額支給期間の平均は調査産業計で8.5日、製造業で8.7日となっている。

表14 介護休暇（対象家族が1人の場合）

（社）

産業区分	集計社数	介護休暇の最長（限度）日数			
		1年に5日まで	1年に6日以上 10日未満	1年に10日以上	期間制限なし
調査産業計	174	132	5	36	1
製造業	99	70	4	25	-

（注）「期間の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

(5) 男性労働者が制度上取得できる休暇【集計表第10-5】

男性が制度上取得できる休暇の状況は次のようになっている。

① 配偶者出産休暇（表15①）

配偶者出産休暇の制度上認められている最長（限度）日数をみると、調査産業計、製造業とも「2日超～5日」が最も多く、それぞれ103社（集計156社の66.0%）、64社（同92社の69.6%）となっている。平均は調査産業計が3.8日、製造業は3.6日となっている。

② 育児参加のための休暇（表15②）

育児参加のための休暇の制度上認められている最長（限度）日数をみると、調査産業計、製造業とも「5日以下」が最も多く、それぞれ31社（集計59社の52.5%）、15社（同33社の45.5%）となっている。平均は調査産業計が19.7日、製造業は25.6日となっている。

表15 男性労働者が制度上取得できる休暇

① 配偶者出産休暇

（社、日）

産業区分	集計社数	制度上認められている最長（限度）日数			
		2日以下	2日超～5日	5日超	平均日数
調査産業計	156	43	103	10	3.8
製造業	92	24	64	4	3.6

## ② 育児参加のための休暇

(社、日)

産業区分	集計社数	制度上認められている最長(限度)日数			
		5日以下	5日超～10日	10日超	平均日数
調査産業計	59	31	9	18	19.7
製造業	33	15	5	12	25.6

## (6) 勤務時間の短縮【集計表第10-6表】

## ① 育児のための勤務時間の短縮(表16①)

「育児のための勤務時間の短縮」について、勤務時間の短縮をすることができる子の年齢・学年(制度上認められている最長期間)をみると、調査産業計では「小学校に入学してから3年生修了まで」、製造業では「小学校4年生以上小学校卒業まで」が最も多く、それぞれ79社(集計175社の45.1%)、43社(同100社の43.0%)、次いで調査産業計では「小学4年生以上小学校卒業まで」が63社(同175社の36.0%)、製造業では「小学校に入学してから3年生修了まで」の41社(同100社の41.0%)となっている。

1日の就業時間のうちで短縮が認められる時間の平均は調査産業計、製造業ともに2.4時間となっている。

## ② 介護のための勤務時間の短縮(表16②)

「介護のための勤務時間の短縮」について、勤務時間の短縮をすることができる最長(限度)期間をみると、調査産業計、製造業とも「1年超」が最も多く、それぞれ82社(集計164社の50.0%)、43社(同94社の45.7%)、次いで「期間の制限なし」が49社(同164社の29.9%)、30社(同94社の31.9%)、「1年」が22社(同164社の13.4%)、14社(同94社の14.9%)となっている。

1日の就業時間のうちで短縮が認められる時間の平均は調査産業計では2.6時間、製造業では2.4時間となっている。

表16 勤務時間の短縮

## ① 育児のための勤務時間の短縮

(社)

産業区分	集計社数	制度上認められている最長期間				
		子が3歳になるまで	3歳を超え小学校に入学するまで	小学校に入学してから3年生修了まで	小学4年生以上小学校卒業まで	小学校卒業以降も利用できる
調査産業計	175	11	18	79	63	4
製造業	100	3	12	41	43	1

② 介護のための勤務時間の短縮

(社)

産業区分	集計社数	制度上認められている最長期間				
		通算して 93日まで	93日を超え 1年未満	1年	1年超	期間の制限 なし
調査産業計	164	9	2	22	82	49
製造業	94	6	1	14	43	30

(注) 「期間の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

8 休業・休暇及び勤務時間短縮制度以外の仕事と育児・介護の両立を支援するための措置の採用状況 (表 17) 【集計表第 11 表】

休業・休暇及び勤務時間短縮制度以外の仕事と育児・介護の両立を支援するため、企業が採用している措置（複数回答）をみると、調査産業計、製造業とも「超過勤務の免除・制限」が最も多くそれぞれ 158 社(集計 172 社の 91.9%)、91 社(同 99 社の 91.9%)、次いで「フレックスタイム制度」がそれぞれ 108 社 (同 172 社の 62.8%)、74 社 (同 99 社の 74.7%) となっている。

表 17 休業・休暇及び勤務時間短縮制度以外の仕事と育児・介護の両立を支援するための措置の採用状況

(社)

産業区分	集計社数	仕事と育児・介護の両立を支援するための措置の採用状況 (複数回答)						
		超過勤務 の免除・ 制限	フレック スタイム 制度	始業・ 終業時刻 の繰上げ ・繰下げ 制度	事業所内 保育施設 の設置	テレ ワーク	育児・ 介護支援 サービスの 利用費用 を助成	その他
調査産業計	172	158	108	94	35	100	64	23
製造業	99	91	74	45	21	60	36	11

9 年次有給休暇制度

(1) 勤続 1 年未満の者に対する勤続期間別付与日数 【集計表第 12-1~12-3 表】

勤続 1 年未満の者に対する年次有給休暇の付与日数を勤続月数別にみると、調査産業計、製造業とも勤続 3 か月、勤続 6 か月、勤続 9 か月すべての勤務月数別で、「10 日」とする企業が最も多くなっている。

(2) 勤続 1 年以上の者に対する勤続期間別付与日数 (勤続 1 年、5 年、6 年 6 か月、10 年、20 年) 【集計表第 12-4、12-9、12-11~12-13 表】

勤続 1 年以上の者に対する年次有給休暇の付与日数を勤続年数別にみると、調査産業計では、勤続 1 年、勤続 5 年、勤続 6 年 6 か月、勤続 10 年、勤続 20 年ともに「20 日」とする企業が最も多くなっている。

(3) 最高付与日数 (表 18) 【集計表第 13、14 表】

年次有給休暇の最高付与日数をみると、「20日」とする企業が調査産業計で137社(集計176社の77.8%)、製造業で77社(同101社の76.2%)と最も多くなっており、平均は調査産業計、製造業ともに20.6日となっている。

また、最高付与日数到達勤続年数をみると、調査産業計では「6年」とする企業が53社(集計176社の30.1%)、製造業では「5年」とする企業が26社(同101社の25.7%)と最も多く、次いで調査産業計では「5年」が36社(同176社の20.5%)、製造業では「6年」が25社(同101社の24.8%)、調査産業計では「1年」が26社(同176社の14.8%)、製造業では「1年未満」が17社(同101社の16.8%)となっており、平均は調査産業計が5年1か月、製造業が5年となっている。

表18 年次有給休暇の最高付与日数(主たる事業所)

産業区分・年	集計社数	(社、日)										平均日数
		20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日以上	
調査産業計	176	137	13	11	1	4	8	-	-	-	2	20.6
製造業	101	77	9	7	1	3	4	-	-	-	-	20.6
前回(平成30年)												
調査産業計	192	156	10	12	1	3	8	-	-	-	2	20.6
製造業	109	87	6	7	1	2	5	-	-	-	1	20.7

(4) 年次有給休暇の取得状況(表19)【集計表第15-1表】

本社と主たる事業所における最近1年間の年次有給休暇の取得状況(令和2年6月以前の最近1年間の年次有給休暇年度の実績)をみると、調査産業計で1人当たりの新規付与日数は20.1日、平均取得日数は14.8日、1人当たり年次有給休暇取得率(新規付与日数に対する取得日数の割合)は73.5%、製造業で1人当たりの新規付与日数は20.4日、平均取得日数は16.0日、1人当たり年次有給休暇取得率は78.3%となっている。

1人当たりの取得率の分布をみると、調査産業計では、「70%以上80%未満」の企業が最も多く、38社(集計154社の24.7%)、「80%以上90%未満」が29社(同154社の18.8%)となっている。製造業では「70%以上80%未満」が29社(同86社の33.7%)、「60%以上70%未満」が19社(同86社の22.1%)となっている。

表 19 年次有給休暇の取得状況（本社・主たる事業所）

（日、％）

産業区分・年	1人当たりの年次有給休暇の取得状況		
	新規付与日数	取得日数	平均取得率
調査産業計	20.1	14.8	73.5
製造業	20.4	16.0	78.3
前回(平成30年)			
調査産業計	20.1	13.9	69.3
製造業	20.4	14.7	72.3

(5) 長時間労働の削減（表 20）【集計表第 16 表】

長時間労働の削減についての対策の実施状況は、調査産業計では「年次有給休暇の計画的取得の取組み」が 147 社（集計 171 社の 86.0％）で最も多く、次いで「労使で話し合いの場を設けている」が 139 社（同 171 社の 81.3％）、製造業では「年次有給休暇の計画的取得の取組み」と「労使で話し合いの場を設けている」がそれぞれ 87 社（同 99 社の 87.9％）となっている。

表 20 長時間労働の削減についての対策の実施状況

（社）

産業区分	集計社数	長時間労働の削減についての対策の実施状況（複数回答）							
		ノー残業デーを設定	業務量平準化などの改善策	時間外労働の目標やインセンティブの設定	年次有給休暇の計画的取得の取組み	記念日休暇等利用しやすい休暇制度	労使で話し合いの場を設定	勤務間インターバルを実施	その他
調査産業計	171	127	116	66	147	129	139	45	5
製造業	99	78	64	38	87	70	87	25	2

10 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況（表 21）

【集計表第 17 表】

平成 30 年 7 月から令和 2 年 6 月までの 2 年間ににおける仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況（複数回答）をみると、何らかの項目について労働組合から要求・申し入れがあった、あるいはそれら項目について、実施した企業は調査産業計で 154 社、製造業で 89 社となっている。

労働組合から要求・申し入れがあった項目は、調査産業計、製造業とも「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」がそれぞれ 48 社（集計 154 社の 31.2％）、28 社（同 89 社の 31.5％）と最も多く、次いで調査産業計では「出退勤の時間管理の徹底」が 36 社（同 154 社の 23.4％）、「年次有給休暇の時間単位の取得制度の導入・拡充」が 31 社（同 154 社の 20.1％）、製造業では「年次有給休暇の時間単位の取得制度の導入・拡充」が 25 社（同 89 社の 28.1％）、「出退勤の時間管理の徹底」が 19 社

(同 89 社の 21.3%)、となっている。

また実際に、労働組合からの要求の有無にかかわらず企業が実施した項目は、調査産業計、製造業とも「出退勤の時間管理の徹底」がそれぞれ 75 社 (集計 154 社の 48.7%)、38 社 (同 89 社の 42.7%) と最も多く、次いで「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」が 53 社 (集計 154 社の 34.4%)、28 社 (同 89 社の 31.5%)、「時間外労働に関する労使協定の見直し」が 38 社 (同 154 社の 24.7%)、19 社 (同 89 社の 21.3%) となっている。

表 21 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) への取組状況 (複数回答)

(社、%)

産業区分・年	集計社数	出退勤の時間管理の徹底	年次有給休暇の時間単位の取得制度の導入・拡充	時間外労働に関する労使協定の見直し	育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充	育児・介護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充	労使委員会の設置	勤務間インターバル制度の導入
調査産業計 組合要求項目	154	36 (23.4)	31 (20.1)	19 (12.3)	48 (31.2)	26 (16.9)	23 (14.9)	23 (14.9)
企業実施項目	154	75 (48.7)	27 (17.5)	38 (24.7)	53 (34.4)	37 (24.0)	27 (17.5)	31 (20.1)
製造業 組合要求項目	89	19 (21.3)	25 (28.1)	13 (14.6)	28 (31.5)	13 (14.6)	14 (15.7)	14 (15.7)
企業実施項目	89	38 (42.7)	13 (14.6)	19 (21.3)	28 (31.5)	17 (19.1)	15 (16.9)	18 (20.2)
前回 (平成 30 年) 調査産業計 組合要求項目	166 (100.0)	44 (26.5)	36 (21.7)	30 (18.1)	62 (37.3)	43 (25.9)	24 (14.5)	
企業実施項目	166 (100.0)	82 (49.4)	33 (19.9)	49 (29.5)	87 (52.4)	62 (37.3)	30 (18.1)	
製造業 組合要求項目	97 (100.0)	22 (22.7)	20 (20.6)	16 (16.5)	36 (37.1)	20 (20.6)	14 (14.4)	
企業実施項目	97 (100.0)	43 (44.3)	19 (19.6)	25 (25.8)	52 (53.6)	30 (30.9)	19 (19.6)	

(注 1) 勤務間インターバルについては令和 2 年から調査を行っている。

(注 2) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) への取組状況 (複数回答) のうち、上位 7 項目を掲載。